

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)

プロジェクト協賛 公募要領

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

このたび、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)は、協賛を共創事業の一つと位置づけ、協賛の募集を通じてGREEN×EXPO 2027の魅力と共に高めるとともに、「幸せを創る明日の風景」の実現を共に目指す共創パートナーを募ります。

GREEN×EXPO 2027における協賛は、企業・団体等の皆さまと対話をしながら進める「プロジェクト協賛」と、博覧会で求められる物品・役務等を企業・団体等の皆さまのご協力により充実させる「一般協賛」とします。今回は、「プロジェクト協賛」について先行して募集を開始します。

「プロジェクト協賛」は、GREEN×EXPO 2027で行う事業のなかから、博覧会の魅力をより一層高めるため、企業・団体等の皆さまとの対話を通して事業(プロジェクト)を共創するものです。「プロジェクト協賛」に参加する企業・団体等の皆さまには、プロジェクトに必要な資金・物品・役務等の提供に加え、基盤となるコンテンツの魅力を上向きさせ、多様な方々に訴求するための対話にご参加いただきます。

「プロジェクト協賛」への参加を通じて、皆様がお持ちの理念・技術・社会貢献の成果を多数の来場者へプロモーションするとともに、「自然・人・社会が共に持続するための最適解」を共に見出す機会としていただきたく、積極的なご参加をお待ちしております。

1 協賛の概要

GREEN×EXPO 2027における協賛は、「プロジェクト協賛」と「一般協賛」の2種類を設定します。

(1) プロジェクト協賛

「プロジェクト協賛」は協会との対話を通して、GREEN×EXPO 2027のコンテンツを共創する協賛制度です。

「プロジェクト協賛」では、資金・物品・役務の提供に加えて、参加いただく企業・団体等がお持ちの理念や技術を協会が理解し、GREEN×EXPO 2027の背景を踏まえながら、コンテンツを共創します。(具体的な共創の方法についてはプロジェクトごとに異なります。)

(2) 一般協賛

一般協賛は、GREEN×EXPO 2027を共に創り上げる物品・役務を具体的にお示しし、企業・団体等のご協賛をいただく協賛制度です。

2 募集する内容

今回、募集するプロジェクトは以下の通りです。なお、募集するプロジェクトについては今後、随時追加します。

(1) テーマ館プロジェクト(協会展示協賛)

本プロジェクトでは、GREEN×EXPO 2027の理念を示すテーマ館での共創パートナーを募集します。

テーマ館は映像技術・最新研究成果、アート・エンターテインメントの掛け算により、博覧会の意義を発信します。多様な映像表現と、それに連動した空間演出の中で、私たちには見えない世界・時間軸で行われる神秘を来場者に体感いただき、感動を提供するとともに、意識の変容を促します。

・ 映像・音響技術に関する参加

テーマ館では映像・音響による体験コンテンツを充実させたいと考えています。テーマ館のコンセプトを踏まえ、それを効果的に伝えられる技術を持った企業・団体等の皆さまとの共創を求めます。

・ ユーザビリティ・アクセシビリティ向上に関する参加

テーマ館のコンテンツを多様な方々に、より楽しんでいただくための技術・サービス等を持つ企業・団体等の皆さまとの共創を求めます。

・ 植物の魅力向上に関する参加

植物をテーマとするテーマ館において、その魅力向上に資する技術・サービス等を持つ企業・団体等の皆さまとの共創を求めます。

(2) 会場整備プロジェクト(会場整備協賛)

本プロジェクトでは、GREEN×EXPO 2027の会場整備に関する共創パートナーを募集します。

GREEN×EXPO 2027の会場計画コンセプトは「Nature-based Design -地形を尊重し、自然の力を生かす交流空間の創造-」です。風・水・緑といった自然環境を読み解き、環境性能の高い空間を会場の骨格として保全・活用します。

・ 土木・造園・建築・その他工事に関する参加

会場の土木・造園工事については、暑熱対策や省エネに資する技術・サービスやカーボンニュートラルに資する資材・設備等を持つ企業・団体等の皆さまとの共創を求めます。(例：透水性・遮熱性・保水性等が高い舗装材、リサイクル資材、駐車場緑化、ドライミスト、太陽光発電システム、建築資材、景観施設、ICT関連施設など)

※ 会場整備プロジェクトにおける協賛は原則として、物品・役務の提供とします。

3 協賛の方式

プロジェクト協賛では、下記のいずれかの方式で資金・物品・役務をご提供いただきます。なお、物品には施設等の不動産を含みます。

また、すべてのプロジェクトにおいて、GREEN×EXPO 2027の理念、テーマ、コンセプト等を踏まえ、カーボンニュートラル、ネイチャー・ポジティブに貢献し、GX(グリーン・トランスフォーメーション)、Nature-based Solutions(自然を生かした解決策)を実装する協賛や、よりよいユーザビリティ、アクセシビリティの実現に資する協賛を期待します。

(1) 資金提供

個別のプロジェクトにおける魅力向上に資する資金を提供いただきます。

(2) 物品提供

プロジェクトで必要とする物品等の現物を無償で提供いただきます。所有権は、協会に帰属します。

(3) 役務提供

プロジェクトで必要とする技術やサービス、人員等を無償でご提供いただきます。必要に応じて別途ライセンス契約等を締結します。

(4) 無償貸与

プロジェクトで必要とする施設や物品等を協賛者所有のまま無償で貸与いただきます。会期終了後は、協賛者において回収のうえ、販売や再利用等をお願いします。

4 協賛規模の算定方法

物品・役務の協賛規模は金銭換算により算定するものとし、定価を原則とします。定価の提示が困難な場合は、見積書などの資料のご提供をお願いします。詳細については、別途協議による対応とします。

※ 物品等の納品や無償貸与の場合、原則、撤去・回収にかかる費用についてご負担をお願いします。なお、当該費用は、金銭換算の対象とします。

※ 貸与期間中(輸送期間を含む)に対象物品等が当協会の瑕疵で紛失・破損・汚損等した場合において、原則、当協会は弁償等を行いません。懸念される場合は、保険等にご加入ください。なお、当該費用は金銭換算の対象とします。

※ また、対象物品等が償却資産にあたる場合、所有権の移転を伴わない使用貸借となるため、対象物品等にかかる租税についてご負担をお願いします。

5 協賛にあたり考慮いただきたい事項

(1) 「サステナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、気候変動対策や生物多様性等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GXの実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの

推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、本博覧会における仮設建築物は、環境に配慮された「GREEN サーキュラー建築」とします。

このため、物品・役務をご提供いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、持続可能性に配慮していただくようお願いします。

※ 「サステナビリティに関する取組み」については、協会ホームページをご参照ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

(2) 「アクセシビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。

このため、物品・役務をご提供いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、アクセシビリティに配慮していただくようお願いします。

※ アクセシビリティの検討状況については、協会ホームページをご参照ください。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240913/

6 各種法令・規則等の遵守

協賛者は、協賛に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン(今後順次公表予定)、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

7 協賛者への特典

協賛者には、参加形態・規模に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部の提供を予定しています。

※ 特典の範囲や利用方法については、今後提示する予定です。

※ 2024年10月時点のものであり、今後追加・変更することがあります。

(1) 呼称権

GREEN×EXPO 2027との関わりを示す呼称を表示する権利(ただし、商品への使用は除く)

(例) GREEN×EXPO 2027 ○○プロジェクト○○パートナー

※ 今後提示する予定です。

- (2) 会場内名称表示権
社名等を会場内の媒体・アイテム等へ表示する権利
- (3) 公式ロゴマーク・キャラクター使用权
自社使用品(名刺・封筒等)及び企業広告(本博覧会への参加に関する事、社会貢献活動などの周知を目的とする広告に限る)に公式ロゴマークを使用する権利
- (4) 式典等への招待
主催者が開催する式典等への招待
- (5) プロジェクト独自特典
プロジェクトおよび協賛内容ごとに設定する特典

8 協賛参加資格

(1) 要件

協賛参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。

ア 申込に関する責任者が2024(令和6)年12月26日時点で18歳以上であること。

イ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

※ 協賛参加資格の確認の詳細は別途様式にて定めます。

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として協賛参加申込をするときは、各構成員が(1)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会・出展参加者会、企業同士の共同企業体等からの協賛参加申込等が考えられますが、申込の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

9 申込手続

(1) 公募要領の提供及び提出書類の受付

ア 提供期間

2024年10月25日(金)から受付締切日まで

イ 受付期間

2024年10月25日(金)から

※ 原則として、募集内容が充足し次第(必要に応じて募集締め切りを提示)

※ 郵送の場合、申込受付締切の日の消印があるものまでを有効とします。

ウ 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ原則として、電子メールにて提出してください。電子メールでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、協会に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

◇送付先：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事業部 事業企画課

◇件名：【送付】協賛にかかる提出書類について(企業・団体名)

◇アドレス：jigyo@expo2027yokohama.or.jp

◇住所：〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13松村ビル本館3階

※ 電子メールの設定について、11を確認ください。

(2) 提出書類

ア 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

イ 各様式は協会ホームページからダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

エ 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し、提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

オ 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、協賛参加資格を失うことがあります。

カ 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除く。)

【申込に必要な書類等】

①2027年国際園芸博覧会 協賛参加申込書(様式1)

②登記事項証明書(なお、権利能力なき社団の場合は、協会が定める書類をご提出いただきます。)

③誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式2)

④複数の企業・団体等での申込の場合：構成員届出書(代表構成員)(様式3-1)

⑤複数の企業・団体等での申込の場合：構成員届出書(代表構成員以外)(様式3-2)

⑥複数の企業・団体等での申込の場合：構成員の関係を説明する資料(団体規約・関連図等)

⑦持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式4)

⑧「2027年国際園芸博覧会 プロジェクト協賛」質問票(様式5)

※ 複数の企業・団体等での申込の場合、②、③は代表構成員に関する書類を提出してくだ

さい。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求めることがあります。

※ ⑦についてはPDF化せず、Excelファイルでご提出ください。

(3) 質問受付

質問は随時受け付けます。

ア 提出方法

「2027年国際園芸博覧会 プロジェクト協賛」質問票(様式5)に質問内容を記載し、事務局へ電子メールで提出してください。

◇件 名:【質問】2027年国際園芸博覧会 協賛(企業・団体名)

◇アドレス: jigyo@expo2027yokohama.or.jp

※ 電子メールの設定について、11を確認ください。

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、申込にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

これによる追加掲載事項は、本公募要領の一部となり、すべての協賛参加申込者に適用されることがありますので、随時ご確認ください。

(4) 提出の確認

各提出書類が送信された電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かない場合は、電話(電話番号: 045-307-2049)で次の時間帯に問い合わせてください。

※ 電話受付時間:平日(土曜日、日曜日、祝日を除く)9時から17時まで

(5) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、協賛参加申込者の負担とします。

10 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細は今後お知らせします。

2024年10月25日(金)	募集要領の公表、参加申出・質問受付開始
各プロジェクト・項目別	原則として、募集内容が充足し次第 締切 (必要に応じて募集締め切りを提示)
随時	審査・(決定した場合)契約

11 その他

(1) 事務局からの連絡は、原則は電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、出展者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もし

くは受信設定をしてください。

<ドメイン> expo2027yokohama.or.jp

(2) 事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

12 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は2024年10月25日時点での計画内容となります。
今後の状況により変更・修正することがあります。

◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事業部 事業企画課

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館 3 階

E-mail:jigyo@expo2027yokohama.or.jp

電話番号:045-307-2049

※電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日を除く)9時から 17 時まで